

総務文教常任委員会記録

令和5年12月15日

【開催日】 令和5年12月15日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前9時20分

【出席委員】

委員長	伊場 勇	副委員長	森山 喜久
委員	大井 淳一朗	委員	岡山 明
委員	笹木 慶之	委員	白井 健一郎
委員	松尾 数則		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松 秀樹		
----	-------	--	--

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

事務局次長	河口 修司	議事係長	山田 寿実子
-------	-------	------	--------

【審査内容】

1 指定管理者制度について

午前9時 開会

伊場勇委員長 皆様おはようございます。ただいまより総務文教常任委員会を開会いたします。審査内容は、指定管理者制度についてです。この指定管理者制度については、総務文教常任委員会で3件の指定管理について、しっかり審査をしたところでございます。その後、皆で、自由討議を行いました。いろいろな意見が出まして、委員会としてしっかり意見を示していくということが必要じゃないかという意見がございました。それを今日の委員会の議題としております。これについて意見がある方の挙手を求めます。

森山喜久副委員長 先日の自由討議で出た意見等をまとめたものを、委員会からの決議文として執行部に求めていくことを提案します。

伊場勇委員長 ただいま森山副委員長から、自由討議で出た意見等をまとめたものを、委員会からの決議文、つまり委員会決議として、意思を示していくという提案がございました。これについて皆さん御異議はございませんでしょうか。

白井健一郎委員 その決議文は議案第86条に付くものではなくて、指定管理全部についての意見ですか。

伊場勇委員長 決議文については、附帯決議案というのは、議案に附属するものですが、これは大井委員から自由討議のときに発言がありましたように、指定管理者制度自体を所管する委員会はこの総務文教常任委員会でございます。指定管理者制度そのものについて決議文を出すということでございますので、附帯決議ではなくて、委員会としての決議文ということで御理解いただきたいと思います。それ以外の御意見ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なしということでございます。

森山喜久副委員長 実は私のほうで、原案をつくってきました。委員長には事前に確認いただいておりますが、皆様に御確認いただきたいと思います。

伊場勇委員長 今、森山副委員長からその決議文に対しての案があるということでございますので、皆様に御確認していただきたいと思います。資料の確認がございますので、ここで暫時休憩いたします。

午前9時3分 休憩

午前9時13分 再開

伊場勇委員長　それでは休憩を解きまして、委員会を再開いたします。指定管理者制度についての委員会決議案について、お手元に資料があると思います。この案をまず私から読み上げさせていただきます。「指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とし、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む法人や団体等に公の施設の管理を委ねるものである。このたび、令和５年第４回（１２月）定例会において６件の指定管理者の指定に係る議案が上程され、市民サービスに欠かせない施設のその後５年間の運営を左右する重要な審議がなされた。その中で、「議案第８６号山陽小野田市きららガラス未来館の指定管理者の指定について」に関して、これまでの指定管理者には実績があり、また同指定管理者が相応の知見を有していることを理由に単独指定をした旨の説明が行われた。しかし、当該施設の指定管理者の指定に係る議案審査においては、過去の審査において「単独指定は最大２回までにする」とした取扱基準が示されたにも関わらず、その基準は令和３年９月に撤廃され、このたびで三度目の単独指定とする議案が提出された。平成２２年１２月２８日付総務省通達には、指定管理者の選定については「複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい」とされており、議会としては、行政手続の公正性、透明性及び競争性を確保すると共に、コスト削減など効果的、効率的な行政運営を行う視点から選定が行われるべきであると考えます。また、議案審査において審査集計表の点数に係る詳細な資料等がなかったため、審査に支障を来した。これらのことを踏まえ、審議を円滑に行うため、以下の３点を求める。「１ 公正性、競争性及び透明性を担保するため、指定管理者の選定に当たっては公募を原則とすることを最も重要視すること。また、特別な理由により単独指定とする場合の要件については、広汎に解釈されることがないように、詳細に規定すること。」。「２ 前項を踏まえ、客観的な指定管理者の選定を行うことができるように、指定管理者を選定する手続を適正化し、運用マニュアルを見直すこと。」。

「3 指定管理者の指定に係る議案を審査する委員会に対しては、審査集計表の詳細な点数が分かるもの等可能な限り詳細な資料を提出すること。」以上決議する。」決議案でございます。この案につきまして、皆様からの意見を頂きます。御意見がある方は挙手にてお願いいたします。

大井淳一郎委員 先日の自由討議の中で出された意見が、この決議文の中に盛り込まれていると考えます。私が指摘いたしました、基準点の問題がありました。基準点が50点であったけれども、及第点を拾い上げれば60点ぐらいが適正ではないかと思えます。この点につきましては項目の2番目の運用マニュアルの見直しの中でやっていただければということでその中に盛り込まれていると考えます。したがって、それも含めてこの決議文について賛同いたします。

伊場勇委員長 その他御意見のある方いらっしゃいませんか。

笹木慶之委員 私から意見を申し上げますが、我々の審査において、この問題については2点について意見を申し上げたということです。1点目は、あくまで公平性、競争性あるいは透明性の担保を確保するという原理を貫いてほしいということ。それから2点目は、客観的な指定管理者の選定について、適切な対応をしてほしいということを申し上げております。したがってそれらをまとめて意見として届けられたと理解しておりますので了解したいと思います。以上です。

伊場勇委員長 そのほか御意見ありますか。よろしければ、この案で進めていきたいと思えます。（「御異議なし」と呼ぶ者あり）なしと認めます。通例、この委員会からの決議として、委員長の私が提出者ということになっております。それは変わりませんが、是非この総務文教常任委員会の総意として、副委員長含む委員の皆様を賛成者として記載していきたいと。委員会の総意としての意思をしっかりと執行部に伝えてい

きたいという意向がございます。それにも賛同していただけますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。それではまず、この決議案については、議長に提出し、その後議運等で精査されて、委員会決議案として本会議に上程される運びとなります。これに御異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、以上で総務文教常任委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

午前 9 時 2 0 分 散会

令和 5 年（2023 年） 1 2 月 1 5 日

総務文教常任委員長 伊 場 勇